

河北町スポーツ協会表彰要綱

(趣旨)

第1条 本町スポーツの普及と向上に功労のあったもの、及び競技成績が優秀であるものを表彰する。

(表彰基準)

第2条 次の基準に該当し、他の模範になるものを表彰する。

(1)殊勲賞

(ア)町又は県、又は日本の代表として全国的大会以上の競技会に参加し入賞した個人、又はチーム。

(イ)東北大会において第3位までの成績を収めた個人又はチーム。

(ウ)県大会において優勝したもの。ただし、東北及び全国大会に通じる大会でなければならない。

(エ)県大会以上の競技会において大会記録等の更新したもの。

(2)功労賞

(ア)全国大会に10回以上出場した個人、又はチーム。

(イ)体育・スポーツの振興に多大な業績をあげ、その功労顕著なもの。

(3)感謝状

体育・スポーツの普及振興に物心両面にわたり尽力され感謝の意を表したいもの。

(候補者の推薦)

第3条 各種目別団体及び学校は、前条に該当すると認められる個人又はチームがあるときは、所定の用紙に記入の上、会長あてに推薦するものとする。ただし、本町スポーツ協会団体以外の前条に該当すると認められる個人、又はチームがあるときは、事務局が推薦する。

(受賞者の決定)

第4条 推薦された候補者については、スポーツ協会役員会で選考し決定する。

(表彰)

第5条 表彰は毎年1回行う。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

細 則

- 1 役員会は公正に選考を行わなければならない。
- 2 感謝状は１回のみであるが殊勲賞、功労賞については重ねて表彰することを妨げない。
- 3 第２条（２）の（イ）は原則として１０年以上にわたり、本町社会体育スポーツの普及、振興に精励した者、又は各種目団体の会長を務めた者とする。
- 4 第２条（３）は原則として金品を寄付した者、又は大会招致に尽力した者とする。
- 5 受賞者の住所要件については、河北町に住民票を置いてあることを前提とするが、高校生以下はその限りでない。